

黒石市事業者物価等高騰対策補助金 Q & A

Q 1 黒石市事業者物価等高騰対策補助金とはどのような補助金ですか。

本補助金は、電気料金、燃料費等の高騰の影響を受けている市内の事業者を支援するための補助金です。具体的には、事業に係る経費として確定申告書等に記載されている水道光熱費等の12分の1の額を1事業者につき5万円を上限として補助します。

Q 2 どのような事業者が対象となりますか。

市内に本社又は主たる事業所を有する、公共法人を除く全業種の中小企業者・個人事業主等で、補助金の交付を受けた後も事業を継続する意思がある事業者が対象となります。

【例】

- 法人・・・株式会社、有限会社、合同会社、NPO法人、一般社団法人、一般財団法人、医療法人、学校法人、社会福祉法人、企業組合、事業協同組合など
- 個人事業主・・・商店、飲食店、美容院、クリーニング店など

Q 3 最近開業したのですが、対象になりますか。

令和5年6月30日までに事業を開始した方が対象となります。

Q 4 本社が市外にあり、店舗が市内にありますが対象となりますか。

市内に本社又は主たる事業所がある事業者が対象となります。

Q 5 フランチャイズ経営をしています対象となりますか。

フランチャイズ経営を行っている場合でも、経営者が中小企業者であれば対象となります。

Q 6 市内に複数の店舗がありますが、店舗ごとに申請できますか。

申請は、1事業者につき1回限りです。

Q 7 農業を営んでいますが、対象となりますか。

農業生産部門と農業生産部門以外を分けて確定申告を行っている場合について、農業生産部門以外を対象としません。

Q 8 対象とならない事業者は具体的にどのような事業者ですか。

- 国及び県・市町村などの公共法人 ○大企業 ○宗教団体 ○政治団体 ○法人格のない任意団体
- 暴力団員又はその関係者 ○性風俗関連特殊営業 など

Q 9 「中小企業者」とは具体的にどのような事業者ですか。

中小企業基本法に定められた「中小企業者」であり、業種別に次のいずれかを満たす事業者としています。

- 製造業、建設業、運輸業、その他の業種 【資本金又は出資総額】 3億円以下
【常時使用する従業員数】 300人以下
- 卸売業 【資本金又は出資総額】 1億円以下
【常時使用する従業員数】 100人以下
- サービス業 【資本金又は出資総額】 5,000万円以下
【常時使用する従業員数】 100人以下
- 小売業 【資本金又は出資総額】 5,000万円以下
【常時使用する従業員数】 50人以下

Q 1 0 現在休業していますが、対象となりますか。

市内で事業を営んでおり、今後も事業を継続する意思がある事業者が対象となりますので、休業中であっても今後事業を再開・継続する予定であれば対象となります。

Q 1 1 申請書類の提出先はどこになりますか。

【提出先】〒036-0307 黒石市大字市ノ町5-2黒石市産業会館2階 黒石商工会議所
☎0172-52-4316 午前9時00分～午後5時00分（土、日、祝除く）
※書類は必ず持参してください。

Q 1 2 市税等の未納がないことを証明できるものとは何ですか。

市外に住所を有する個人事業主の方の場合は、住所地の自治体が発行する市税等の未納がないことを証明する必要があります。証明書の呼び方は自治体によって異なりますので、住所地の自治体の税担当部署にお問合せください。

Q 1 3 確定申告書類に税務署の受付印がありませんがどうすればいいですか。

確定申告書には、税務署の受付印又はe-Taxの受信通知が必要です。どちらもない場合は、税務署で発行する「納税証明書（その2所得金額用）（事業所得金額の記載のあるもの）」を添付することで受付印の代わりとすることができます。

Q 1 4 個人事業主ですが、代表者以外の振込口座を指定することはできますか。

代表者以外の振込口座は指定できません。

Q 1 5 法人ですが、振込口座は個人名義にしてもいいですか。

法人名義の口座で申請してください。

Q 1 6 申請してから振込までの日数はどのくらいかかりますか。

申請内容に不備がなければ、おおむね1か月程度で振込となります。